

答 申

審査会の結論

実施機関（武蔵野市監査委員）が、平成 11 年 2 月 17 日付でした、平成元年度から同 10 年度までの監査委員費の食糧費に係る支出命令書、支出負担行為伺書、請求書兼支出負担行為伺書、戻入命令書及び資金前渡・概算払精算書（以下「本件各文書」という。）の一部を非開示とする決定（以下「本件決定」という。）について、当審査会は、本件各文書のうち平成 11 年 3 月 25 日付異議申立書添付の文書数点（以下「異議申立て文書という。）に記載された債権者の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は開示すべきであると判断する。

異議申立ての趣旨

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 11 年 1 月 27 日実施機関に対し、本件各文書の開示を請求したが、実施機関は、同年 2 月 17 日、本件各書中、債権者の住所、商号（店名）、氏名、電話番号、債権者コードおよび印影は、開示することにより不利益を生じるおそれのある法人等の情報であるとして、本件決定を行った。

これに対して異議申立人は、同年 3 月 25 日、異議申立て文書について、いわゆる「から伝票」でないことを確認するために非開示部分を開示する必要があると主張して、本件異議申立てを行ったものである。

審査会の判断

本件で問題となっているのは、異議申立て文書に表示されている債権者の住所等の情報が条例第 11 条第 3 号本文にいう「法人その他の団体……に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に当たるか否かである。

ここで非開示とすることが許される情報は、法人等または事業を営む個人（以下「事業主」という。）の当該事業に関するすべての情報を指すのでないことはもちろん、開示されれば当該事業主に何らかの好ましくない影響が生ずるであろうことが漠然と予想される類の情報でも足りないのであって、当該事業主の競争上の地位・事業運営上の地位・その他社会的地位が損なわれると認められるもの、すなわち、生産や販売にかかわる特許やノウハウ、原料調達先、得意先そ

の他グッドウィル、内部人事等に関する情報を指すものと解される。

さて、事業主の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は、本来公開して当該事業が遂行されているのであるから、これを開示したからといって競争上の地位等を損なうとは考え難い。本件各文書に記載されている情報のうち債権者の住所、商号（店名）、氏名を開示した場合、当該事業主が市役所関係の飲食に利用されている事実が判明することになるが、そうした顧客をもっていることが判明したからといって、当該事業主が世間から白い目で見られるとは考えられず、そのほかその競争上の地位等を損なうとも考えられない。よって、債権者の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は開示すべきである。

他方、債権者コードは、上記住所等とは異なり、実施機関において振込事務の効率化などの目的のために、内部的に出入り業者等に割り当てている番号であって、本来公開を予定したものではない。もっとも、債権者コードは、それ自体としては単なる数字にすぎず、それを知れば、当該債権者に係る他の情報を手繰り寄せることができるという性質のものでもないが、市役所では一種の識別番号として用いられる場合があることが窺われ、一般に開示された場合、当該債権者に不測の影響が生ずることが懸念される。したがって、債権者コードは、開示することによって当該事業主の競争上の地位等を損なうと認められる情報に当たるといべきである。

次に、債権者の印影は、確かに取引先等に対しては開示されるのが一般的であり、その意味で本来的に秘匿された情報とはいえないが、上記住所等のように何人に対しても公開された情報とは異なり、取引ごとに取引の相手方に限って開示される性質の情報であって、不必要に開示された場合には悪用されるおそれもないとはいえないので、当該事業者の競争上の地位等を損なうと認められる情報に当たるといべきである。

したがって、債権者の住所、商号（店名）、氏名、電話番号は開示すべきであるが、債権者コードおよび債権者の印影を非開示とした実施機関の判断は、結局妥当であったといべきである。

審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成11年6月16日	諮 問
平成11年7月7日	審 議（第五期第7回審査会）
平成11年7月30日	異議申立人より意見書受理 審 議（第五期第8回審査会）
平成11年8月25日	審 議（第五期第9回審査会）